

デジタル時代の放送制度に関する検討状況

総務省
情報流通行政局
令和4年12月9日

II 実施事項

5. 個別分野の取組

<スタートアップ・イノベーション>

(8) Society 5.0 の実現に向けた電波・放送制度改革の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
14	デジタル時代における放送制度の在り方について	<p>a ① 総務省は、放送ネットワークインフラの将来像についての議論を踏まえ、ミニサテライト局等を始めとする放送設備の共用化、アウトソーシングや、地上波テレビジョン放送の機能の全部又は一部のブロードバンド等による代替、マスター設備の保有・運用形態について設備保有法人の整備なども含めた効率化等、採り得る選択肢を検討し、結論を得る。</p> <p>② その際、人口動態等が収益にもたらす影響を踏まえて、コスト負担等を含めた実現可能性、将来的なアウトソーシングや設備保有法人等のコストの高止まり防止策、技術革新に対応できるガバナンスの整備を含めた具体的方策についても検討する。NHKと民間放送事業者との連携を推進し、民間事業者の設備維持、コスト負担の軽減にも資するように、適切な協力、インフラ整備への協力関係の構築を推進する。</p> <p>③ 上記のうち、ブロードバンド等による代替については、技術実証も実施しつつ更なる検討を行い、結論を得る。</p>	<p>a: (①、②) 令和4年7月検討・結論、 (③) 令和4年8月検討開始、令和6年度結論</p>	総務省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
14	デジタル時代における放送制度の在り方について	<p>b 総務省は、上記を踏まえて、放送法（昭和25年法律第132号）の改正を含め、デジタル時代に適した放送の在り方を実現するための検討を行い、必要な措置を講ずる。具体的には、デジタル時代における放送の意義の変化を捉えて、現代において必要とされる放送の役割を定めつつ、地上波に限られない放送事業者のマスメディア集中排除原則や放送対象地域の見直しのほか、コーポレートガバナンスの強化など、経営基盤の強化に向けた取組を行う。</p> <p>① マスメディア集中排除原則の見直しに際しては、同原則が目指す多様性、多元性、地域性に留意しつつ、認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限の撤廃、地上波テレビジョン放送の異なる放送対象地域に係る規制（認定放送持株会社制度によらない場合）に関する、既存の隣接地域等の特例に限らない、一定の範囲での規制緩和の特例の創設などについて検討し、措置する。</p> <p>② 放送対象地域の見直しについては、希望する放送事業者において複数の放送対象地域における放送番組の同一化が可能となる制度について検討し、措置する。さらに、視聴者への説明責任が果たされるようなPDCAサイクルの確保や、地域情報等の各放送事業者の特性に応じた情報発信が確保されるように定量的な評価を行うための指標の設定も含め、地域情報の発信を確保するための仕組みを併せて検討して、措置し、継続的にフォローアップを行う。</p> <p>c 総務省は、NHK及び民間放送事業者の同時配信等及びオンデマンド配信による方法を含めて、通信における放送事業者の情報発信を推進するために、プラットフォーム連携やオンライン配信を推進するための必要な制度や方策を含めた、デジタル時代に適した放送の在り方の構築に向けて検討を行い、必要な措置を講ずる。</p>	<p>b：（前段、①、②前段）令和4年7月検討・結論、令和4年度措置、法改正を伴う場合は令和4年度内に法案提出、</p> <p>（後段（①、②以外）、②後段）令和4年度検討開始、令和5年結論、結論後速やかに措置・措置後も継続的にフォローアップ</p> <p>c：令和4年度検討開始、結論時に期限を定めて措置</p>	総務省

1. デジタル時代における放送制度の在り方に関する 検討会取りまとめについて

- ◆ 放送が、持続可能なサービスとして今後も社会的役割を果たし続けることができるよう、2030年頃をターゲットとした在るべき「放送の将来像」を提示・共有するとともに、総務省が進めるべき「放送制度の在り方」を示す。
- ◆ 6月24日（金）の第12回会合において「取りまとめ（案）」を議論の上、パブリック・コメントを実施し、7月29日（金）の第13回会合において取りまとめ、8月5日（金）に「取りまとめ」として公表。

放送を取り巻く大きな環境変化

- ・ ブロードバンドの普及、動画配信サービスの伸長
- ・ 若者を中心とした「テレビ離れ」、情報空間の放送以外への拡大
- ・ 人口減少の加速（2050年には居住地域の2割弱が無居住化）



デジタル時代における放送の意義・役割

- ・ 災害情報や地域情報等の「社会の基本情報」の共有
- ・ 取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信
- ・ 情報空間におけるインフォメーション・ヘルスの確保

2030年頃の「放送の将来像」

設備コストの負担軽減

ブロードバンド基盤やデジタル技術を積極的に活用

① 放送ネットワークインフラ

- 小規模中継局等の「共同利用型モデル」
⇒ **柔軟な参入制度、NHKによるコスト負担等**
- 小規模中継局等のブロードバンド等による代替 ⇒ **実証事業**
- マスター設備（番組送出設備）の効率化（IP化、クラウド化等）
⇒ **安全・信頼性の要求条件**

放送の価値のインターネット空間への浸透

② 放送コンテンツのインターネット配信

- インターネット空間への放送コンテンツの価値の浸透
- 公共的な取組を行う放送同時配信等サービスの後押し
⇒ **継続検討**
- NHKのインターネット活用業務の見直し
⇒ **NHKによる社会実証も踏まえ、継続検討**

③ 経営基盤の強化

- 安定的な経営環境の実現 ⇒ **マスメディア集中排除原則の見直し**
- コンテンツ制作への注力 ⇒ **複数地域での放送番組の同一化**

柔軟な制度見直しにより、経営の選択肢を拡大

- ◆ 放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備する観点から、複数の放送事業者の小規模中継局等をまとめて保有・運用を行う「共同利用型モデル」を経営の選択肢として提示。

※ 米国やフランスでは、無線設備を保有・運用するハード会社や、土地・鉄塔・電源等を所有するタワー会社があり、放送事業者とは異なる第三者がハードを保有・運用する形態も見られる。

- ◆ 小規模中継局等をまとめて保有・運用するハード事業者の設立が具体的な選択肢となるよう、NHK及び民間放送事業者をはじめとした関係者間で具体的な検討・協議を進めていく。

ハード事業者の方向性

- ✓ ハード事業者の設立はあくまでも選択肢であり、現在よりもコスト削減が図られることが前提。
- ✓ 対象とする中継局の範囲は、ミニサテライト局をはじめ、山間地等の小規模な中継局。
- ✓ ミニサテライト局の更新時期である2026年～2028年頃の設立を想定。
- ✓ NHK及び民間放送事業者による共同出資等が想定。

制度的な対応

- ✓ 1つのネットワークを構成する中継局が複数のハード事業者に分かれて保有・運用される場合に対応した柔軟な参入制度。
- ✓ ミニサテライト局に係る共通的なコストをNHKが受信料収入によって負担するスキーム。



ミニサテライト局

小規模中継局等のブロードバンド等による代替

- ◆ 小規模中継局等をブロードバンドサービス(IPユニキャスト方式)によって代替することの**経済合理性を検討**。
- ◆ **一定の仮定の下にモデルを作成し**、中継局等を維持する場合の費用と、ブロードバンドサービスで代替する場合の費用を比較して、**推計**。
※本推計には、放送アプリケーションの費用や通信の費用の一部が含まれていない。
- ◆ 経済合理性の他にも著作権処理、住民理解・受信者対策等の課題があるため、2026年度以降の円滑な導入に向けて、本年夏以降、**ブロードバンド等による代替について実証事業を行うとともに、制度面・運用面を含めた課題への対応等について更なる検討を進める**。

● ブロードバンド等による代替のイメージ

【代替前】 既存の放送の仕組み



【代替後】 ブロードバンド等による代替の仕組み



● 全国的推計の結果 (経済合理性が期待できる設備数)

設備種類	経済合理性が期待できる設備の数
小規模中継局	204 局/1,122局 (18.6 %)
ミニサテライト局	155 局/558局 (27.8 %)

- 左表は、2015年の世帯数をベースに推計したもの
- 2040年時点の予測世帯数をベースに推計すると、ミニサテライト局の**約半数(約270局)**で経済合理性が期待できると推計

- ◆ マスター設備は、**現状では放送事業者毎にその社屋等に設置されており、10～15年毎に必要な設備更新が大きな負担。**
 - ※ マスター設備(番組送出設備)とは、制作された番組・CMの映像音声データを、放送時間にあわせて地上基幹放送局(親局)に送り出す「放送局の心臓部」とも呼ばれるシステム。
- ◆ マスター設備の効率化を図る観点から、その**集約化・IP化・クラウド化**を経営の選択肢として提示・共有。

マスター設備の方向性

- ✓ 集約化・IP化・クラウド化の時期は、設備更新時期である2028年～2030年頃を想定。
- ✓ 集約化は、系列局単位が基本だが、系列を超えた仕様の統一化も検討。
- ✓ 集約化・IP化・クラウド化に当たっては、サイバーセキュリティ対策等の安全・信頼性を確保。

制度的な対応

- ✓ 集約化・IP化・クラウド化に当たり、安全・信頼性の要求条件について総務省において検討。



マスター設備

放送事業者の主な要望事項
<ul style="list-style-type: none"> ● マスメディア集中排除原則の特例である認定放送持株会社傘下の放送事業者の「<u>12地域制限</u>」の撤廃
<ul style="list-style-type: none"> ● 放送マスター設備、制作スタジオ等に係る固定的費用を抑制するため、<u>複数地域(放送対象地域)における放送番組を同一化</u>(ただし、地域情報発信や取材拠点は維持)



方向性
<ul style="list-style-type: none"> ● 認定放送持株会社傘下の地上放送事業者の地域制限の撤廃。 ● 認定放送持株会社制度によらない場合でも、異なる放送対象地域に係る規制を緩和し、隣接・非隣接に関わらず、一定数までの兼営・支配を可能とする特例の創設。
<ul style="list-style-type: none"> ● 放送対象地域自体は変更せず、複数の放送対象地域において放送番組の同一化が可能となる制度を創設 ● 併せて、放送番組の同一化を行う放送事業者について、地域情報発信を確保するための仕組み(例えば、地域情報発信の努力を促すことや、地域情報発信の計画や取組状況の公表等)を措置すべき。

【参考】マスメディア集中排除原則と放送対象地域の制度概要

○マスメディア集中排除原則

- ・放送の多元性・多様性・地域性を確保するため、放送法(第93条第1項第5号等)において、1の者が2以上の基幹放送を行うこと(兼営)や、「支配関係」を通じてグループ全体として2以上の基幹放送を行うことを原則禁止。
- ・具体的な「支配関係」の基準(同一の放送対象地域では10%超、異なる放送対象地域では1/3超の議決権保有等)や特例(隣接地域での兼営・支配の特例、認定放送持株会社傘下の地上系放送事業者に係る放送対象地域に含まれる都道府県の数の上限(12)等)は、総務省令において規定。

○放送対象地域

- ・同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(放送法第91条第2項第2号)。
- ・具体的な区域は、地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的使用を考慮して、基幹放送普及計画(告示)において規定。

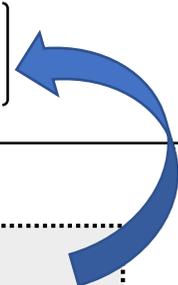
2. 検討会取りまとめを踏まえた制度見直しの 検討状況について

① 放送ネットワークインフラの維持コストの軽減のための制度整備

- 1) 複数の地上放送事業者が小規模中継局等をまとめて保有・運用する「共同利用型モデル」
- 2) マスター設備のクラウド化等に応じた安全・信頼性の確保

② 放送事業者の経営基盤を強化するための制度改正

- 1) 地上放送事業者が、複数の放送対象地域で同一の放送番組を放送することを可能とする制度の創設
- 2) 安定的な経営環境の実現のためのマスメディア集中排除原則の見直し
 - 1) 認定放送持株会社が地上基幹放送事業者を12都道府県まで支配することができる特例の緩和
 - 2) 隣接・非隣接に関わらず地上テレビ・ラジオ放送の兼営・支配を可能とする特例の創設



（参考）検討会取りまとめにおける記載

インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる現在においては、マスメディア集中排除原則が、経営の選択肢を狭め、かえって多元性等を損なうことにもなり兼ねないといった部分もあると考えられる。

○ マスメディア集中排除原則の見直しに関する今後の想定スケジュール

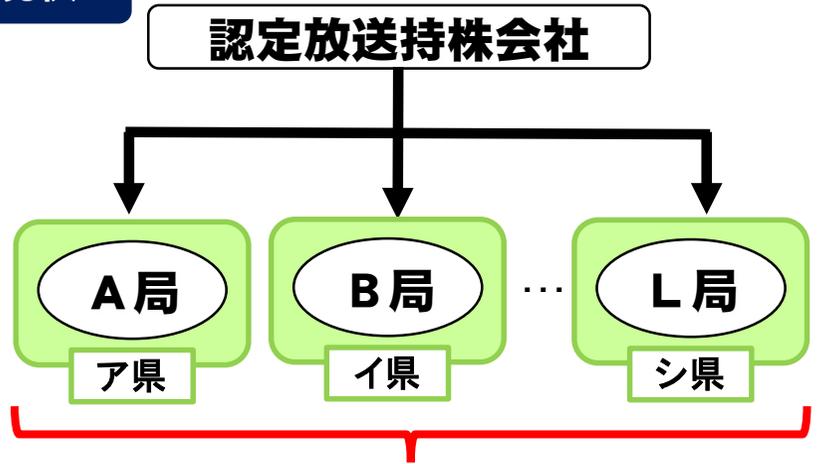
- ・ 2022年12月～2023年1月 省令改正案の意見募集手続
- ・ 2023年2月 省令改正案の電波監理審議会への諮問・答申
- ・ 2022年度内 公布・施行

検討会取りまとめにおける記載

認定放送持株会社制度が資本関係を通じたグループ経営を可能とするものである一方で、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響を考慮し、傘下の地上基幹放送事業者の地域制限(12都道府県まで)が設けられているが、資本関係と自社制作番組比率との間に関連性が特に認められないなど、大きな影響は見られていない。こうした制度の趣旨、これまでの運用状況及び事業者ニーズを踏まえると、地域制限を維持する必要性は認められない。

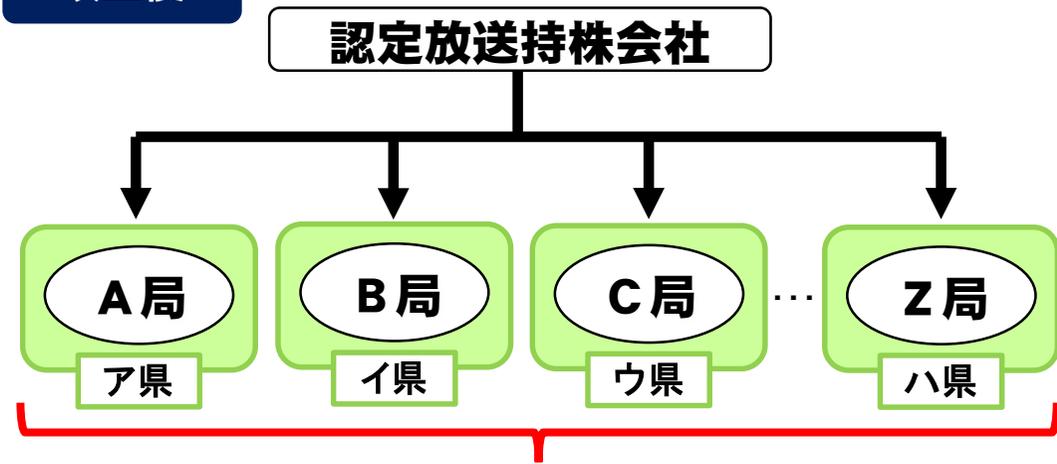
改正案概要

現状



12都道府県分まで

改正後



都道府県の数制限無し

制度の趣旨・経緯

参考1、2参照

○ 2004年7月～2006年10月

デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会（座長: 塩野宏東京大学名誉教授）

① 地デジの中継局設備等に多額の資金需要が生じてきたこと、

② 経営のより一層の効率化が必要となってきたこと

等の課題に対処するため、持株会社制度の導入について検討。併せて、放送の多元性、多様性、地域性を確保するため、持株会社が支配することができる放送事業者の数に一定の制限を設けることとし、その後の状況に応じ段階的にこの制限を緩和していくことが適当である旨取りまとめ。

○ 2007年 放送法改正（認定放送持株会社制度の導入）

2008年 マスメディア集中排除原則の省令の整備

認定放送持株会社が支配することができる地域の数の制限として、12※を規定

※内訳：7（キー局が放送する都県数）+ 3（系列ごとの経常赤字社数の平均）+ 2（今後の情勢変化見込み分）

○ 2021年11月～デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会

認定放送持株会社が支配することができる地域数の制限(12都道府県まで)の廃止の要望

フジ・メディア・ホールディングスのFNS系列局への出資状況



フジ・メディア・ホールディングス

- 12地域制限対象（議決権保有1/3超）
→11地域（5社）をすでに保有

議決権保有1/2超（子会社）

フジテレビ（関東7地域）	100.0%
--------------	--------

仙台放送	72.3%
------	-------

議決権保有1/3超

NST新潟総合テレビ	33.7%
------------	-------

長野放送	44.0%
------	-------

テレビ新広島	33.5%
--------	-------

- 12地域制限対象外（1/10超～1/3以下）
→制限対象に迫る社が複数あり

議決権保有1/10超（関係会社）

北海道文化放送	21.0%
---------	-------

岩手めんこいテレビ	32.6%
-----------	-------

秋田テレビ	24.4%
-------	-------

さくらんぼテレビジョン	12.0%
-------------	-------

福島テレビ	33.3%
-------	-------

テレビ静岡	21.0%
-------	-------

関西テレビ放送	24.9%
---------	-------

山陰中央テレビジョン放送	21.6%
--------------	-------

岡山放送	23.7%
------	-------

テレビ愛媛	20.2%
-------	-------

高知さんさんテレビ	19.9%
-----------	-------

テレビ熊本	24.2%
-------	-------

沖縄テレビ放送	30.2%
---------	-------

その他（1/10以下）

富山テレビ放送

石川テレビ放送

福井テレビジョン放送

東海テレビ放送

テレビ西日本

サガテレビ

テレビ長崎

テレビ大分

テレビ宮崎

鹿児島テレビ放送

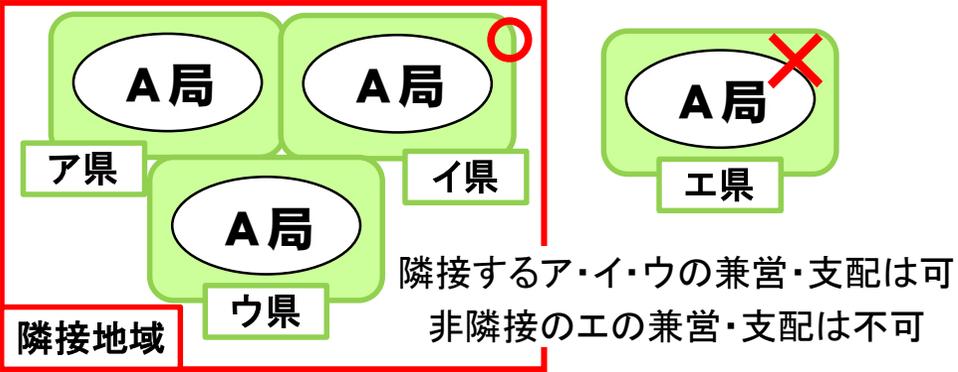
※フジネットワーク(FNS)は、各地域の独立したメディア事業会社の集合体で、番組供給、営業、報道（FNN）の相互協定で結ばれている

検討会取りまとめにおける記載

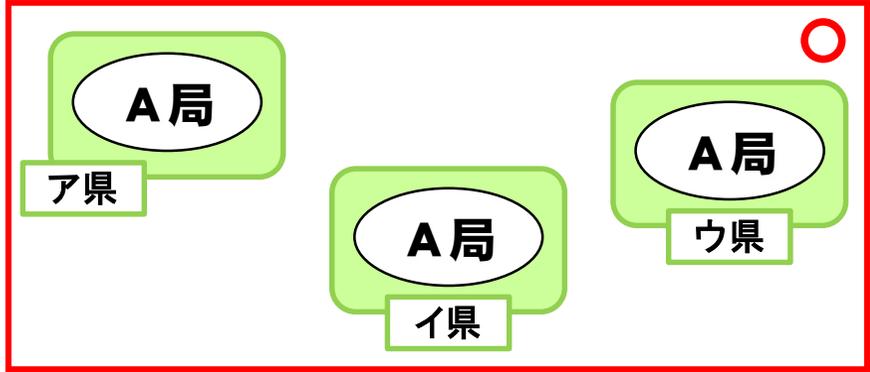
認定放送持株会社制度によらない場合でも経営の選択肢を増やす観点から、一定の制限の範囲内において、地上テレビジョン放送について隣接・非隣接に関わらず兼営・支配を可能とする特例を設けることが適当である。兼営・支配を可能とする一定の数の制限については特定隣接地域特例を参考とすることが考えられる。

改正案概要

現状



改正後



放送対象地域が隣接している場合のみ
最大9局まで

放送対象地域が隣接しない場合でも
最大9局まで

○ 2000年5月～2003年2月

放送政策研究会（座長: 塩野宏東京大学名誉教授）

※1998年決定、2011年（東北3県は2012年）完了

ローカル局の経営環境について、地上ローカル局のデジタル化*投資負担の増大や、地上放送の広告市場のキー局一極集中傾向が見られ、ローカル局にとって厳しい経営環境となっていること等の環境変化を踏まえ、「地域性を確保しうる緩和形態であれば地域に根ざした情報発信メディアとしての更なる発展につながる可能性がある」等として「地域性を考慮した一定の条件」を満たす放送事業者間において、例えば兼営又は完全子会社化を認めるなどの大幅な緩和が妥当であり、「地域性を考慮した一定の条件」として、放送対象地域の隣接等とする旨取りまとめ。

○ 2004年 マスメディア集中排除原則の省令改正（隣接特例の創設）

放送対象地域が隣接している場合にマスメディア集中排除原則の適用除外とする規定を整備

※都道府県の隣接の地理的条件上、9局が上限

○ 2021年11月～デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会

3. 継続的な検討事項について

- ◆ 放送が、持続可能なサービスとして今後も社会的役割を果たし続けることができるよう、2030年頃をターゲットとした在るべき「放送の将来像」を提示・共有するとともに、総務省が進めるべき「放送制度の在り方」を示す。
- ◆ 6月24日（金）の第12回会合において「取りまとめ（案）」を議論の上、パブリック・コメントを実施し、7月29日（金）の第13回会合において取りまとめ、8月5日（金）に「取りまとめ」として公表。

放送を取り巻く大きな環境変化

- ・ ブロードバンドの普及、動画配信サービスの伸長
- ・ 若者を中心とした「テレビ離れ」、情報空間の放送以外への拡大
- ・ 人口減少の加速（2050年には居住地域の2割弱が無居住化）



デジタル時代における放送の意義・役割

- ・ 災害情報や地域情報等の「社会の基本情報」の共有
- ・ 取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信
- ・ 情報空間におけるインフォメーション・ヘルスの確保

2030年頃の「放送の将来像」

設備コストの負担軽減

ブロードバンド基盤やデジタル技術を積極的に活用

① 放送ネットワークインフラ

- 小規模中継局等の「共同利用型モデル」
⇒ **柔軟な参入制度、NHKによるコスト負担等**
- 小規模中継局等のブロードバンド等による代替 ⇒ **実証事業**
- マスター設備（番組送出設備）の効率化（IP化、クラウド化等）
⇒ **安全・信頼性の要求条件**

放送の価値のインターネット空間への浸透

② 放送コンテンツのインターネット配信

- インターネット空間への放送コンテンツの価値の浸透
- 公共的な取組を行う放送同時配信等サービスの後押し
⇒ **継続検討**
- NHKのインターネット活用業務の見直し
⇒ **NHKによる社会実証も踏まえ、継続検討**

③ 経営基盤の強化

- 安定的な経営環境の実現 ⇒ **マスメディア集中排除原則の見直し**
- コンテンツ制作への注力 ⇒ **複数地域での放送番組の同一化**

柔軟な制度見直しにより、経営の選択肢を拡大

1. 概要

- 「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の下で、令和4年2月から開催。
- 小規模中継局等のブロードバンド等(ケーブルテレビ、光ファイバ等)による代替の可能性について検討。
- 伊東主査、落合構成員、三友構成員、森川構成員、クロサカ構成員(株式会社企)、日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、放送事業者、通信事業者等から構成。

2. 検討項目

(1) 小規模中継局等のカバーエリアにおける代替手段の利用可能性

- ・ 想定しうる代替手段の整理
- ・ 代替手段の利用可能性の検証(IPユニキャストについては、放送事業者及び通信事業者からの情報提供・協力のもと、モデル地域を指定して各種要件を検討)

(2) 代替手段としてのブロードバンド等に求められる機能・品質要件

- ・ 代替手段に求められる機能・品質の項目の整理
- ・ 代替手段に求められる機能・品質の項目ごとの内容の整理(緊急地震速報を含む遅延、輻輳時の対応等を含む。)
※ 有線テレビジョン放送(IPマルチキャスト放送を含む。)については、以下のとおり、既に機能・品質要件が定められている。
 - ・「有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令」(平成23年総務省令第95号)
 - ・「地上デジタル放送IP再放送方式審査ガイドライン」(平成23年8月1日 地上デジタル放送補完再放送審査会)

(3) その他

- ・ 著作権処理
- ・ 地域制御の有無
- ・ 住民合意/受信者対策
- ・ ユーザーアクセシビリティの確保
- ・ デジタル技術の特性を活かしたサービスの向上 等

1. 背景・目的

- ブロードバンドを通じた動画配信サービスの普及等により、若い世代を中心に動画視聴スタイルが変化している。また、多種多様なメディアが登場している一方で、インターネット上の誤った情報や偽情報への接触機会が増加しているとの指摘もある。
- こうした中、放送のみをNHKの必須業務とする現行制度の下では、これまで公共放送が担ってきた、多様で公平かつ信頼性のある「基本的な情報」の供給源としての役割等を果たすことが困難になるとの意見もある。そこで、NHKは、令和4年4月から、放送番組等のインターネット配信の意義や役割を検証する社会実証を実施している。なお、世界的にも、公共放送の業務や財源の在り方を見直す動きが活発になっている。
- 以上を踏まえ、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」(座長:三友仁志・早大院アジア太平洋研究科教授)の下に新たに「公共放送ワーキンググループ」を設け、NHKのインターネット配信の在り方について、具体的かつ包括的に検討を行う。

2. 主な検討項目

(1) インターネット時代における公共放送の役割

- インターネット時代における放送を取り巻く環境
- これまで公共放送が果たしてきた役割とインターネット時代において公共放送が担うべき役割 等

(2) NHKのインターネット活用業務の在り方

- 放送法におけるNHKのインターネット活用業務の位置づけ
- インターネット活用業務に課される規制の在り方 等

(3) インターネット活用業務に関する民間放送事業者との協力の在り方

(4) インターネット活用業務の財源と受信料制度

- インターネット活用業務の財源の在り方
- インターネット時代における受信料制度の在り方 等

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会関係スケジュール

